

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月5日

【四半期会計期間】 第156期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 日本碍子株式会社

【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 茂

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

【電話番号】 052(872)7171番

【事務連絡者氏名】 財務部長 津久井 英明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング25階
日本碍子株式会社 東京本部

【電話番号】 03(6213)8855番

【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 三枝 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第155期 第2四半期 連結累計期間	第156期 第2四半期 連結累計期間	第155期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	194,942	250,159	452,043
経常利益	(百万円)	12,218	43,905	53,006
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	7,267	31,950	38,496
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	12,357	35,059	65,564
純資産	(百万円)	473,622	535,345	517,892
総資産	(百万円)	852,136	901,005	908,967
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	22.96	101.86	121.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	22.92	101.69	121.42
自己資本比率	(%)	54.4	58.7	56.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	27,748	56,826	85,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	30,644	24,322	51,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	21,327	43,030	12,250
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	114,041	136,159	146,031

回次		第155期 第2四半期 連結会計期間	第156期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	23.73	50.59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令が長期に亘ったものの、ワクチンの普及により経済活動の再開が進み景気の持ち直しが見られました。海外では、ワクチン接種が相対的に進んでいる欧米先進国では活動制限の緩和が進み景気は回復傾向で推移しましたが、未だコロナ変異株に伴う感染症の影響は大きく、世界的な半導体不足、資材・エネルギー価格の上昇、中国経済の減速、先進国も含めた感染再拡大懸念など不透明な状況が継続しております。

このような状況下、当社グループにおきましては、エネルギーインフラ事業では、国内のがいし需要の低迷は当面継続するものの、価格改定効果などにより増収となりました。セラミックス事業では、世界的な自動車市況の回復を背景に自動車関連製品の出荷が大幅に増加しました。エレクトロニクス事業では、ベリリウム銅展伸材やハードディスクドライブ（HDD）用圧電マイクロアクチュエーターの需要が増加したものの、双信電機株式会社グループを連結範囲から除外した影響により、全体では減収となりました。プロセステクノロジー事業では、半導体市場の拡大により半導体製造装置用製品の物量が増加しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比28.3%増の2,501億59百万円となりました。利益面では、セラミックス事業の売上高の増加に加え、為替円安効果などにより、営業利益は前年同期比296.8%増の459億25百万円、経常利益は同259.3%増の439億5百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は同339.7%増の319億50百万円となりました。

セグメント別には、エネルギーインフラ事業では売上高は前年同期比4.1%増の202億39百万円、営業損益は9億30百万円の営業損失（前年同期は22億80百万円の営業損失）、セラミックス事業では売上高は同50.1%増の1,475億64百万円、営業利益は同453.6%増の367億77百万円、エレクトロニクス事業では売上高は同4.1%減の257億1百万円、営業利益は同365.1%増の30億5百万円、プロセステクノロジー事業では売上高は同12.1%増の581億60百万円、営業利益は同7.9%増の70億69百万円となりました。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて79億62百万円減少の9,010億5百万円となりました。これは主として棚卸資産が増加した一方で、その他流動資産や有形固定資産が減少したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて254億14百万円減少の3,656億59百万円となりました。これは主として1年内返済予定の長期借入金や未払法人税等が増加した一方で、短期借入金や長期借入金が増加したことによるものです。

また、純資産合計は、利益剰余金が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ174億52百万円増加の5,353億45百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、営業活動による568億26百万円の収入、投資活動による243億22百万円の支出、財務活動による430億30百万円の支出となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産の増加による支出や法人税等の支払による支出があったものの、税金等調整前四半期純利益451億25百万円に減価償却費、売上債権及び契約資産の減少により、合計では568億26百万円の収入となりました。前年同期との比較では、290億78百万円の収入増となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入の一方、有形固定資産や有価証券の取得などから合計では243億22百万円の支出となりました。前年同期との比較では、63億21百万円の支出減となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出などから合計で430億30百万円の支出となりました。前年同期との比較では、643億58百万円の支出増となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の研究開発費は107億52百万円であり、この中には当社グループ外部からの受託研究にかかわる費用3億76百万円が含まれております。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	317,211,996	317,211,996	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	317,211,996	317,211,996	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

第17回新株予約権

決議年月日	2021年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 21
新株予約権の数(個)	116 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2021年7月15日 至 2051年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2021年7月14日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2051年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2050年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2050年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年9月10日(注)	5,000	317,211	-	69,849	-	70,135

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	53,413	17.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	25,265	8.10
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	21,695	6.96
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	21,457	6.88
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,204	2.31
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	7,029	2.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	4,387	1.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	東京都中央区晴海1-8-12	4,261	1.36
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリ ティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業 部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	4,038	1.29
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	3,287	1.05
計	-	152,040	48.79

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口7)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は、自己株式5,602千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,602,900	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 311,400,400	3,114,004	同上
単元未満株式	普通株式 208,696	-	-
発行済株式総数	317,211,996	-	-
総株主の議決権	-	3,114,004	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	5,602,900	-	5,602,900	1.77
計	-	5,602,900	-	5,602,900	1.77

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,359	127,489
受取手形及び売掛金	114,496	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	112,682
有価証券	35,003	38,089
棚卸資産	1 150,471	1 164,293
その他	26,739	16,407
貸倒引当金	130	120
流動資産合計	457,940	458,842
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	118,820	117,629
機械装置及び運搬具（純額）	185,433	179,199
その他（純額）	67,957	67,777
有形固定資産合計	372,210	364,606
無形固定資産	5,065	5,478
投資その他の資産		
投資有価証券	61,160	58,318
その他	12,861	14,088
貸倒引当金	271	329
投資その他の資産合計	73,751	72,077
固定資産合計	451,027	442,162
資産合計	908,967	901,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	42,438	38,698
短期借入金	18,046	7,412
1年内返済予定の長期借入金	21,927	26,919
未払法人税等	2 9,098	2 14,746
N A S 電池安全対策引当金	1,465	1,042
その他	43,017	45,102
流動負債合計	135,992	133,922
固定負債		
社債	25,000	25,000
長期借入金	199,271	178,441
退職給付に係る負債	21,758	22,103
その他	9,052	6,191
固定負債合計	255,082	231,737
負債合計	391,074	365,659
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	70,199	70,199
利益剰余金	372,640	386,666
自己株式	11,205	11,007
株主資本合計	501,483	515,707
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,257	18,178
繰延ヘッジ損益	186	469
為替換算調整勘定	4,918	1,256
退職給付に係る調整累計額	3,632	3,027
その他の包括利益累計額合計	10,520	13,425
新株予約権	872	991
非支配株主持分	5,017	5,221
純資産合計	517,892	535,345
負債純資産合計	908,967	901,005

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	194,942	250,159
売上原価	150,641	166,340
売上総利益	44,301	83,819
販売費及び一般管理費	1 32,727	1 37,893
営業利益	11,573	45,925
営業外収益		
受取利息	119	204
受取配当金	587	515
為替差益	636	-
デリバティブ評価益	200	-
受取保険金	374	666
その他	1,736	678
営業外収益合計	3,654	2,065
営業外費用		
支払利息	1,689	1,771
持分法による投資損失	609	443
為替差損	-	943
デリバティブ評価損	-	326
その他	710	600
営業外費用合計	3,009	4,086
経常利益	12,218	43,905
特別利益		
固定資産売却益	203	37
投資有価証券売却益	332	951
補助金収入	325	450
特別利益合計	861	1,439
特別損失		
固定資産処分損	89	204
減損損失	874	15
特別損失合計	964	220
税金等調整前四半期純利益	12,114	45,125
法人税、住民税及び事業税	3,601	13,673
法人税等調整額	1,461	690
法人税等合計	5,062	12,982
四半期純利益	7,052	32,142
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	214	192
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,267	31,950

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	7,052	32,142
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,990	1,079
繰延ヘッジ損益	118	283
為替換算調整勘定	2,544	3,461
退職給付に係る調整額	496	566
持分法適用会社に対する持分相当額	154	252
その他の包括利益合計	5,305	2,917
四半期包括利益	12,357	35,059
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,464	34,855
非支配株主に係る四半期包括利益	107	204

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,114	45,125
減価償却費	21,740	24,130
減損損失	874	15
競争法関連損失引当金の増減額(は減少)	1,087	-
受取利息及び受取配当金	706	720
支払利息	1,689	1,771
売上債権の増減額(は増加)	1,750	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	-	8,056
棚卸資産の増減額(は増加)	2,004	12,503
その他の流動資産の増減額(は増加)	8,467	4,448
仕入債務の増減額(は減少)	8,166	3,893
その他	270	544
小計	38,410	65,884
利息及び配当金の受取額	716	679
持分法適用会社からの配当金の受取額	219	212
利息の支払額	1,728	1,920
法人税等の支払額	9,871	8,030
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,748	56,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	15,299	32,299
有価証券の売却及び償還による収入	14,705	26,231
有形固定資産の取得による支出	29,622	15,742
定期預金の純増減額(は増加)	715	3,000
その他	287	488
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,644	24,322
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	11,248	10,299
長期借入れによる収入	21,251	-
長期借入金の返済による支出	3,825	16,321
自己株式の取得による支出	0	9,698
配当金の支払額	7,913	6,331
その他	567	378
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,327	43,030
現金及び現金同等物に係る換算差額	918	654
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,349	9,871
現金及び現金同等物の期首残高	94,691	146,031
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 114,041	1 136,159

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は下記の通りです。

(1) 契約の結合及び履行義務の識別

当社グループが行う製品販売及びそれに伴う据付工事や試運転等の役務提供に関して、従来は製品販売については着荷時若しくは顧客の検収完了時、役務部分については当社グループの作業完了時にそれぞれ収益を認識している取引が一部ありましたが、製品販売とそれに伴う役務提供は主に単一の履行義務として、役務提供完了時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」及び「流動資産」の「その他」に含まれていた「契約資産」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「売上債権の増減額(は増加)」及び「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他流動資産の増減額(は増加)」に含まれていた「契約資産の増減額(は増加)」は、当第2四半期連結累計期間より「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、連結貸借対照表の前連結会計年度及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書の前第2四半期連結累計期間について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく更正処分に対して提起した取消訴訟について)

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分(地方税を含めた追徴税額約62億円、うち約1億円は名古屋国税不服審判所に対する審査請求により還付済み)につき、2016年12月に東京地方裁判所に対して取消訴訟を提起しました。その後の審理を経て、2020年11月に東京地方裁判所にて、当社の請求を概ね認容し、法人税額・地方税額等合計約58億円について、本件更正処分等を取り消す旨の判決(以下、第一審判決)が言い渡されました。国は、この第一審判決を不服として、2020年12月に東京高等裁判所に対して控訴を提起しました。これを受けて、当社は、第一審判決中、当社の請求が認容されなかった部分について、同月に附帯控訴を提起しております。

上記の更正処分に続き、当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度における上記のポーランド子会社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税額・地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して更正処分の取消訴訟を提起しました。

なお、2016年3月期以降の連結会計年度につきましては上記の経緯を踏まえ、同様の課税を受けるとした場合の税額を見積り、四半期連結財務諸表に反映しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (追加情報) (新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り) に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
製品及び商品	60,301 百万円	67,937 百万円
未成工事支出金	863	1,312
仕掛品	19,207	19,617
原材料及び貯蔵品	70,100	75,425

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計期間について同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料賃金・賞与金	9,833 百万円	10,290 百万円
賞与引当金繰入額	204	130
退職給付費用	700	723

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	101,794 百万円	127,489 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,653	3,229
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金等	14,900	11,900
現金及び現金同等物	114,041	136,159

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	7,913	25.00	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月30日 取締役会	普通株式	3,165	10.00	2020年9月30日	2020年12月4日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,331	20.00	2021年3月31日	2021年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月29日 取締役会	普通株式	9,348	30.00	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年4月28日の取締役会決議に基づき、2021年4月30日から2021年7月9日までの期間において自己株式5,000,000株の取得を行っております。

また、同取締役会決議に基づき、2021年9月10日付でこの期間に取得した自己株式5,000,000株の消却を実施しております。なお、当該自己株式の消却により、その他資本剰余金の残高が負の値となったため、利益剰余金から資本剰余金への振替を行っております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間において、自己株式及び利益剰余金がそれぞれ9,823百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	エネルギー インフラ 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	プロセス テクノロジー 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	19,115	98,287	26,805	50,732	194,942	-	194,942
セグメント間の内部売上高 又は振替高	324	3	1	1,132	1,461	1,461	-
計	19,440	98,290	26,807	51,865	196,403	1,461	194,942
セグメント利益又は損失()	2,280	6,643	646	6,554	11,563	9	11,573

(注) セグメント利益又は損失()の調整額9百万円は、セグメント間取引の調整であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	エネルギー インフラ 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	プロセス テクノロジー 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	19,917	147,558	25,701	56,981	250,159	-	250,159
セグメント間の内部売上高 又は振替高	322	5	0	1,178	1,506	1,506	-
計	20,239	147,564	25,701	58,160	251,666	1,506	250,159
セグメント利益又は損失()	930	36,777	3,005	7,069	45,921	3	45,925

(注) セグメント利益又は損失()の調整額3百万円は、セグメント間取引の調整であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、各事業セグメントの売上高及びセグメント損益に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	エネルギー インフラ 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス 事業	プロセス テクノロジー 事業	
主たる地域市場					
日本	14,336	14,209	12,406	18,785	59,738
北米	2,440	26,169	2,138	22,808	53,557
欧州	209	52,823	1,289	52	54,374
アジア	1,598	48,937	9,834	15,273	75,643
その他	1,332	5,419	33	61	6,845
計	19,917	147,558	25,701	56,981	250,159
主要な財又はサービスのライン					
がいし	19,113	-	-	-	19,113
エナジーストレージ	803	-	-	-	803
自動車排ガス浄化用部品	-	115,487	-	-	115,487
センサー	-	32,071	-	-	32,071
金属	-	-	11,699	-	11,699
電子部品	-	-	14,002	-	14,002
半導体製造装置用部品	-	-	-	45,838	45,838
産業機器関連	-	-	-	11,143	11,143
計	19,917	147,558	25,701	56,981	250,159
収益認識の時期					
一時点で移転される財又は サービス	19,713	147,558	25,701	52,542	245,516
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	204	-	-	4,439	4,643
計	19,917	147,558	25,701	56,981	250,159

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	22.96円	101.86円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	7,267	31,950
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	7,267	31,950
普通株式の期中平均株式数 (千株)	316,557	313,674
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	22.92円	101.69円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	473	517
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付(訴状送達日:2021年10月29日)でインドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー(以下「パイトン社」)並びにその保険会社及び再保険者(以下総称して「原告ら」)から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)及び遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所(以下「本発電所」)において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング(2010年製)の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

なお、本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

2 【その他】

(剰余金の配当)

2021年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 9,348百万円

(ロ) 1株当たりの金額 30円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2021年12月3日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月5日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水越 徹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。